

**令和 8 年度茨城県就労継続支援 B 型事業所作業用品等整備事業費補助金  
交付申請手続きについて**

## 1 事業概要

申請の前に、交付要項をご一読ください。

### ○補助率・補助額

- ・補助率【1／2】
- ・補助上限額【25万円】

### ○補助対象事業

- (1) 新商品の開発及び商品の改良事業
- (2) 商品の生産方法の改善及び利用者の作業能力の向上事業
- (3) 商品の販路拡大事業
- (4) その他工賃向上に資するものと知事が認める事業

### ○事業の流れ

- (1) 作業用品等の検討
- (2) 交付申請書（様式第 1 号、様式第 1 号の 1～4 及び各種添付書類）を県に提出
- (3) 県で審査し交付決定
- (4) 交付決定後、作業用品等を導入し、実績報告書を県に提出（様式第 5 号、様式第 5 号の 1～3 及び各種添付書類）

## 2 交付申請について

### ○必要書類

- ・様式第 1 号 交付申請書
- ・振込口座の口座情報が確認できるページの写し
- ・様式第 1 号の 1 所要額調書
- ・様式第 1 号の 2 事業計画書
- ・様式第 1 号の 3 収支予算（見込）書抄本
- ・備品や設備などのパンフレット等（コピー可）及び見積書（2 者以上）の写し
- ・設備の設置場所の平面図等

### ○申請期限

令和 8 年 7 月 1 0 日（金）

### ○提出方法

電子メールにてご提出ください。

Mail : [shofuku-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:shofuku-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp)

※提出を確認後、1 週間以内に提出確認メールを送付いたします（交付（不交付）決定の通知につきましては、後日審査後に送付いたします）。

### ○留意事項

- ・物品等の発注・購入は、交付決定後になります。交付決定前に発注・購入した物品等は補助対象外です。
- ・令和 9 年 3 月 3 1 日までにすべての物品等の納入・支払いが完了し、実績報告書を提出していただく必要があります。